

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年十一月十九日奈良県指令高土第二七一―一―号

平成二十八年二月一日奈良県指令高土第二七一―一―一―号

平成二十八年二月二十九日奈良県指令高土第二七一―一―一―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年三月八日高土第八六二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年三月八日高土第三五六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市新庄一六一番一、一六一番五、一六一番六、一六一番七、一六一番八、一六

一番九及び一六一番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地の二九

株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市新庄一六一番九

下水道 葛城市新庄一六一番九の一部